

平田B&G海洋センタープール監視業務委託仕様書

1. 件名 平田B&G海洋センタープール監視業務委託
2. 業務場所 酒田市平田B&G海洋センタープール(酒田市飛鳥字契約場31)
3. 業務期間 令和8年6月3日 ~ 令和8年8月31日
(プール開館: 令和8年6月6日 ~ 令和8年8月30日)
※ 令和8年6月3日~6月5日は開設準備、8月31日は閉設業務
4. 業務時間
- | | | |
|------------|---------------|----------------|
| ①平日(月・金) | 14:00 ~ 19:15 | 5. 25時間 (13日間) |
| ②平日(火・水・木) | 14:00 ~ 17:15 | 3. 25時間 (21日間) |
| ③夏休み期間の平日 | 12:00 ~ 19:15 | 7. 25時間 (24日間) |
| ④土・日・祝日 | 8:30 ~ 17:15 | 8. 75時間 (28日間) |
| ⑤開設業務 | 8:30 ~ 17:15 | 8. 75時間 (3日間) |
| ⑥閉館業務 | 8:30 ~ 17:15 | 8. 75時間 (1日間) |
- ※ プールの開館は業務開始60分後、閉館は業務終了15分前とする。
5. (監視)人数
- | | |
|--------------------------|--------|
| ①平日(月・金) | 監視人数2人 |
| ②平日(火・水・木) | 監視人数2人 |
| ③夏休み期間の平日昼間(12:00~17:00) | 監視人数3人 |
| ③夏休み期間の平日夜間(17:00~19:15) | 監視人数2人 |
| ④土・日・祝日 | 監視人数3人 |
| ⑤開設業務 | 監視人数2人 |
| ⑥閉館業務 | 監視人数3人 |

※プール監視延べ日数 合計 86日 監視員延べ時間 合計 1,476.00時間
 ※開設・閉館業務日数 合計 4日 合計 78.75時間
 (6月:28日間、401時間 7月:31日間、468.25時間 8月:31日間、685.5時間)

6. 業務内容	
監視業務	①プール入場者の確認 ・遊泳制限の確認 ・付添い人の確認 ・休憩、入れ替え時の確認 ・シャワー等衛生確認 ・盗難防止、忘れ物確認 ②遊泳者の監視 ・事故防止 ・規則の遵守指導 ・危険行為の防止注意 ・万が一の事故への対応 (救助、応急手当、医療機関への連絡)
施設管理	①水質管理、機械管理、データ管理 ・水温、室温、湿度、PH値、残留塩素 ・補給水、ろ過機、ボイラー、備品 ・ろ過機逆洗、補給水の調整、滅菌器調整 ②プール、施設清掃 ・プールサイド、施設周辺 ・シャワー、更衣室、トイレ ・プール内水底、ゴミ浮遊物除去
開設準備計画 業務完了報告	①工程表の作成 ②日本赤十字社「水上安全法短期講習」 又は各地区消防署等で実施している 「普通救命講習」の受講者を監視業務 時間内に1名以上配置可能なこと。 ※同等以上の講習会受講も可 ③業務完了報告書の作成 ・業務完了報告書(日誌、各種統計) ・提案、要望書(業務改善提案等) ・写真、その他報告
その他	①人材確保、教育、資格講習の開催、及び市の要請があった業務を行うこと。 ②プールの上屋を設置し、屋内プールとする。 ③施設警備業務(警備業法第2条第1項第1号)の警備業務の認定を受けた業者であること。

7. 受託者の責務

(1)法令等の遵守

- ①受託者は業務の遂行にあたって関係法令等を遵守しなければならない。
- ②独占禁止法等、法令の違反が判明した場合、受託者は委託者に賠償金を支払い、委託者は契約を解除することが出来る。

(2)再委託の禁止

- ①受託者は受託業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- ②業務の一部を請け負わせる場合は事前に委託者の承認を得ることとする。

(3)その他

- ①受託者及び従事者は業務の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために使用してはならない。契約が満了し、若しくは契約を解除され、または従事者の職務を退いた後においても同様とする。
- ②従事者の身元、風紀、衛生、作業、規律、安全に関する事項及び労働関係法令上の一切の責任は受託者が責任を負うものとする。
- ③従事者が故意又は過失によって建物、機械器具及び備品類等を破損又は亡失したときは、その損害を賠償するものとする。
- ④毎月業務終了後に、報告書を提出するものとする。

8. 委託料の支払い

委託料は、支払い計画書に基づき、下記のとおり3回で支払うものとする。

受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料の請求書を提出するものとし、委託料は正当な請求書を受け取った日から30日以内に支払うものとする。

1回目(6月分)	請求日 7月上旬
2回目(7月分)	請求日 8月上旬
3回目(8月分)	請求日 9月上旬

9. その他

- (1)本仕様書に定めのない事項、及び本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、委託者と受託者協議し定めるものとする。

10. カレンダー

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
			6/3 ⑤	6/4 ⑤	6/5 ⑤	6/6 ④
6/7 ④	6/8 ①	6/9 ②	6/10 ②	6/11 ②	6/12 ①	6/13 ④
6/14 ④	6/15 ①	6/16 ②	6/17 ②	6/18 ②	6/19 ①	6/20 ④
6/21 ④	6/22 ①	6/23 ②	6/24 ②	6/25 ②	6/26 ①	6/27 ④
6/28 ④	6/29 ①	6/30 ②	7/1 ②	7/2 ②	7/3 ①	7/4 ④
7/5 ④	7/6 ①	7/7 ②	7/8 ②	7/9 ②	7/10 ①	7/11 ④
7/12 ④	7/13 ①	7/14 ②	7/15 ②	7/16 ②	7/17 ①	7/18 ④
7/19 ④	7/20 ④	7/21 ②	7/22 ②	7/23 ②	7/24 ①	7/25 ④
7/26 ④	7/27 ③	7/28 ③	7/29 ③	7/30 ③	7/31 ③	8/1 ④
8/2 ④	8/3 ③	8/4 ③	8/5 ③	8/6 ③	8/7 ③	8/8 ④
8/9 ④	8/10 ③	8/11 ④	8/12 ③	8/13 ③	8/14 ③	8/15 ④
8/16 ④	8/17 ③	8/18 ③	8/19 ③	8/20 ③	8/21 ③	8/22 ④
8/23 ④	8/24 ③	8/25 ③	8/26 ③	8/27 ③	8/28 ③	8/29 ④
8/30 ④	8/31 ⑥					

※①～⑥は 4. 業務時間 のとおりとする。